

障害者文化・芸術活動

県では、障害がある方の個性・能力の発揮と社会参加の促進を図り、障害や障害のある方への理解を深めることを目的として、障害者の文化芸術活動を推進しています。

第22回長崎県障害者芸術祭

●日 時／12月4日(日) 13時～16時 ●場 所／ありえコレジヨホール(南島原市有家町)

●内 容／車いすダンス、合唱、アート作品の展示など

※入場は無料ですが事前申込が必要です

長崎県障害者芸術祭 検索

問合せ 長崎県障害者社会参加推進センター
☎095-842-8178



長崎県障害者芸術文化活動支援センター

美術と舞台芸術の2分野において、相談支援、人材育成、発表などの機会づくり、情報収集・発信などの事業を行っています。

長崎県障害者芸術文化活動 検索

問合せ 長崎県障害者芸術文化活動支援センター ☎095-842-8178
(長崎県障害者社会参加推進センター内)



ウェブサイト内に、障害のある方が作品を投稿するページ、それらの作品を見るページがあります。

障害者スポーツ活動

県では、共生社会の実現に向け、障害のある方のスポーツ活動の日常化と競技力の向上を図り、より積極的な社会参加と生活の質の向上を目的として、障害者スポーツの普及・活性化に取り組んでいます。

障害者スポーツの普及

学校・施設などへの障害者スポーツの指導者の派遣やスポーツレクリエーション教室を開催しています。

スポーツ大会の支援

障害者スポーツに取り組んでいる個人・団体に対する大会参加経費や大会開催経費を助成しています。

全国障害者スポーツ大会の支援

全国障害者スポーツ大会に参加するための経費や、強化練習を実施するための経費を助成しています。

問合せ 長崎県障害者スポーツ協会
☎095-894-9686

長崎県障害者スポーツ協会 検索



特集

special issue

障害のある人もない人も安心して暮らせる社会へ

—12月3日～9日は障害者週間です—

県では、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で共に支え合い、安心して暮らすことのできる「共生社会」の実現を目指し、さまざまな取り組みを総合的に推進しています。

障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例

平成26年から施行している「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」をご存じですか。

条例では、障害を理由として障害のない人と異なる取り扱い「不均等待遇」を禁止するとともに、障害のある人の求めに応じて、支障となっている現状の変更「合理的配慮」を行うことを過度な負担とならない範囲で義務としています。

障害を理由にした差別を受けたと感じたり、自分の行為が差別に当たるか不安な場合などは、一人で悩まずご相談ください。専門相談員が対応します。

相談窓口 県の障害福祉課内
☎095-895-2450
FAX095-823-5082
※メールでも相談できます

平和な長崎県づくり条例 検索

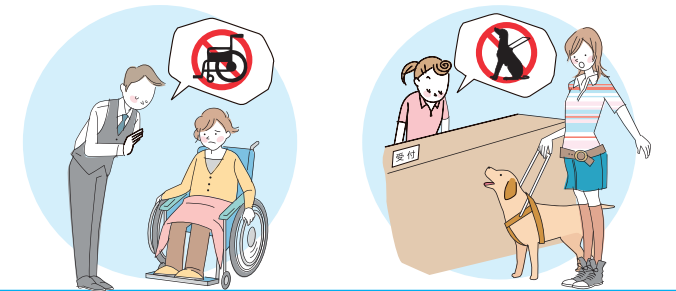


条例

メール相談

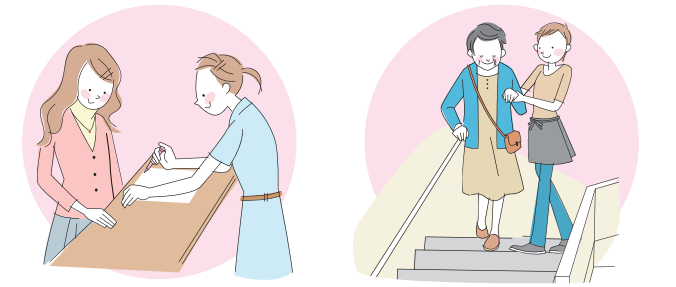
不均等待遇の例

車いす利用者の入店拒否 補助犬利用者の入場拒否



合理的配慮の例

筆談対応 段差のある箇所の通行補助



障害や障害のある方に対する理解を深める活動

県では、毎年「障害者週間」に合わせて、障害のある人とない人の心のふれあいをつづった作文や、障害の有無にかかわらず誰もが能力を發揮して安心して生活できる社会の実現をテーマとしたポスターのコンクールを行っています。

令和4年度「障害者週間のポスター」最優秀作品



小学生部門
「みんなで心の手をつなごう」



中学生部門
「ぼくとずっと一緒だよ」



これまでの受賞作品もウェブサイトに掲載していますよ!



障害のある方への広報

県では、県の取り組みを県民の皆さんに広くお知らせするため、視覚や聴覚に障害のある方を対象にした広報活動も行っています。なお、ウェブサイトに掲載する情報は、視覚に障害のある方が使用する「画面読み上げソフト」に対応しています。

知事の記者会見

手話通訳士による同時通訳をYouTubeで配信しています。また、会見内容のテキスト版をウェブサイトに掲載しています。



広報テレビ番組「みじかなナガサキ」

テレビ放送中にリモコンの「字幕」ボタンを押すと字幕が表示されます。また、手話と字幕(要訳)を挿入した動画をウェブサイトに掲載しています。



(全員) みじかなナガサキ
 KTN▶水曜 21:55~(4分間) NCC▶木曜 20:55~
 木曜 18:56~(再) NBC▶土曜 21:54~
 金曜 27:00~(再) NIB▶火曜 21:55~

ラジオによる広報

NBCラジオ「県庁タイムス」

月~金曜 8時15分~(3分間)

イベント、募集、講座などのお知らせを紹介しています。ウェブサイトに読み上げ原稿のテキスト版を掲載しています。



エフエム長崎「Saturday Chat Box」

土曜12時~12時30分

県の取り組みやイベント情報などをパーソナリティーとゲスト(県職員など)が音楽を挟みながら紹介します。ウェブサイトには番組概要のテキスト版を掲載しています。



広報誌「つたえる県ながさき」

本誌の点字版と音訳版を制作しています。点字版と音訳版は、必要とする方に(一社)長崎県視覚障害者協会を通じて配布しているほか、県の県民センター、県立図書館などに設置しています。音訳版はウェブサイトで聴くこともできます。



障害のある方が自立して生活し、社会活動に参加していただけるよう、障害者福祉サービスの提供をはじめとするさまざまな施策に取り組んでいます。

県民の皆さんに、障害および障害のある方に対する理解を深めていただくとともに、障害のある方と障害のない方が互いに優しく接しあい、誰もが安心して暮らすことができる平和な社会づくりを推進してまいります。

長崎県知事
大石賢吾



障害のある方の就労支援と工賃の向上

県では、障害のある方が地域で自立した生活を送るために、一般企業での就労に向けた支援や、福祉事業所における各種作業の報酬として受け取る工賃の向上にかかる支援を行っています。

令和3年度においては、福祉事業所での訓練を経て、156人の方が一般企業に就職されています。また、工賃も年々上昇しており、令和3年度の平均工賃(月額)は19,150円でした。

福祉事業所職員のスキルアップセミナー

障害のある方への支援を行う福祉事業所職員を対象に、一般企業への就職のための支援のポイントや優良事例を紹介するセミナーを実施しています。



専門家の派遣

障害のある方を雇用する事業所に対して、生産工程の効率化や、商品の高付加価値化を実現するために、専門家による指導・助言を実施し、売上の向上を図っています。



農福連携マルシェの開催

農業に取り組む福祉事業所で生産された農産品・加工品の販売会を開催し、農業分野で能力を発揮している障害のある方の活動もご紹介しています。

ヘルプマークの普及・啓発

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。

そのような方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」の普及・啓発に取り組んでいます。

ヘルプマーク



- ストラップでかばんなどに取り付けて利用します。
- ヘルプマークを身に着けた方を見かけた時は、電車・バス内で席を譲る、困っていたら声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプカード



あなたの支援が必要です。
ヘルプカード
長崎県

- 「ヘルプカード」は、障害のある方が困ったときに助けを求められるためのものです。
- 「手助けが必要な方」と「手助けできる方」を結ぶカードです。
- 障害のある方から「ヘルプカード」の提示があった場合は、記載されている内容に沿って支援をお願いします。



配布場所 県の障害福祉課、子ども・女性・障害者支援センター、県の保健所、各市町の障害福祉窓口など

長崎県 ヘルプマーク・ヘルプカード 検索